

I. 反対尋問

- 5 1. 作為犯において、因果経過を最後まで支配することは必要とされておらず、因果経過の排他的支配を作為犯の特徴とすることはできない。したがって、弁護側の採用する説において、それを不作為犯の成立要件の一つとすることは、作為犯と不作為犯の同価値性を欠くのではないか。なぜ作為犯で要求されていない因果経過の支配を不作為犯の成立要件にできるのか。
- 10 2. 排他的支配+危険創出または危険増加を根拠とする説では、先行行為説の要件に排他的支配を付け加えているが、どちらにせよ作為による故意犯や過失犯の多くを不真正不作為犯に転化させてしまうという先行行為説の問題が残っており、刑事政策上問題があるのではないか。
- 15 3. レジュメ1頁26行目において、「二つの義務を混同することは処罰範囲の拡大につながり」とあるが、なぜ処罰範囲が拡大するのか。
4. 「本説では不作為犯における作為義務の問題と過失不作為犯における注意義務の問題が同次元の問題として処理されている」とあるが、どういうことか。

以上